

第 部 參考資料

資料 1 学習指導要領（平成 10 年・11 年告示）における消費者教育関連項目

・小学校

第 1 章 総 則	総合的な学習の時間	<p>第 3 総合的な学習の時間の取扱い</p> <p>1 総合的な学習の時間においては、各学校は、地域や学校、児童の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする。</p> <p>2 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。</p> <p>(1) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。</p> <p>(2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。</p> <p>(3) 各教科、道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。</p> <p>3 各学校においては、1 及び 2 に示す趣旨及びねらいを踏まえ、総合的な学習の時間の目標及び内容を定め、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、児童の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を行うものとする。</p> <p>4 各学校においては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示す総合的な学習の時間の全体計画を作成するものとする。</p> <p>5 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めるものとする。</p> <p>6 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 目標及び内容に基づき、児童の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。</p> <p>(2) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れること。</p> <p>(3) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫すること。</p> <p>(4) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。</p> <p>(5) 国際理解に関する学習の一環としての外国語会話等を行うときは、学校の実態等に応じ、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど小学校段階にふさわしい体験的な学習が行われるようにすること。</p>
第 2 章 各教科	第 2 節 社会	<p>第 1 目 標</p> <p>社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。</p> <p>第 2 各学年の目標及び内容 〔第 3 学年及び第 4 学年〕</p> <p>1 目 標</p> <p>(1) 地域の産業や消費生活の様子、人々の健康な生活や安全を守るための諸活動について理解できるようにし、地域社会の一員としての自覚をもつようにする。</p> <p>(2) 地域の地理的環境、人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働きについて理解できるようにし、地域社会に対する誇りと愛情を育てるようにする。</p> <p>(3) 地域における社会的事象を観察、調査し、地図や各種の具体的資料を効果的に活用し、調べたことを表現するとともに、地域社会の社会的事象の特色や相互の関連などについて考える力を育てるようにする。</p> <p>2 内 容</p> <p>(2) 地域の人々の生産や販売について、次のことを見学したり調査したりして調べ、それらの仕事に携わっている人々の工夫を考えるようにする。</p> <p>ア 地域には生産や販売に関する仕事があり、それらは自分たちの生活を支えていること。</p>

	第2節 社会	<p>イ 地域の人々の生産や販売に見られる仕事の特色及び国内の他地域などのかかわり。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(1) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア イについては、農家、工場、商店などの中から選択して取り上げること。その際、地域の生産活動を取り上げる場合には自然環境との関係について、販売を取り上げる場合には消費者としての工夫について、それぞれ触れるようにすること。</p>
第2章 各教科	第8節 家庭	<p>第1 目標</p> <p>衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、家庭生活への関心を高めるとともに日常生活に必要な基礎的な知識と技能を身に付け、家族の一員として生活を工夫しようとする実践的な態度を育てる。</p> <p>第2 各学年の目標及び内容 〔第5学年及び第6学年〕</p> <p>1 目標</p> <p>(1) 衣食住や家族の生活などに関する実践的・体験的な活動を通して、家庭生活を支えているものが分かり、家庭生活の大切さに気付くようにする。</p> <p>(2) 製作や調理など日常生活に必要な基礎的な技能を身に付け、自分の身の回りの生活に活用できるようにする。</p> <p>(3) 自分と家族などのかかわりを考えて実践する喜びを味わい、家庭生活をよりよくしようとする態度を育てる。</p> <p>2 内容</p> <p>(7) 身の回りの物や金銭の計画的な使い方を考え、適切に買物ができるようにする。</p> <p>ア 物や金銭の使い方を自分の生活とのかかわりで考えること。</p> <p>イ 身の回りの物の選び方や買い方を考え、購入することができること。</p>
	第9節 体育	<p>第1 目標</p> <p>心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。</p> <p>第2 各学年の目標及び内容 〔第5学年及び第6学年〕</p> <p>2 内容</p> <p>G 保健</p> <p>(3) 病気の予防について理解できるようにする。</p>
第4章 特別活動		<p>第1 目標</p> <p>望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。</p> <p>第2 内容</p> <p>A 学級活動</p> <p>学級活動においては、学級を単位として、学級や学校の生活の充実と向上を図り、健全な生活態度の育成に資する活動を行うこと。</p> <p>(2) 日常生活や学習への適応及び健康や安全に関すること。</p> <p>希望や目標をもって生きる態度の形成、基本的な生活習慣の形成、望ましい人間関係の育成、学校図書館の利用、心身ともに健康で安全な生活態度の形成、学校給食と望ましい食習慣の形成など。</p>

学習指導要領（平成10年・11年告示）における消費者教育関連項目

・中学校

第1章 総則	<p>総合的な学習の時間</p>	<p>第4 総合的な学習の時間の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な学習の時間においては、各学校は、地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする。 2 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。 (2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。 (3) 各教科、道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。 3 各学校においては、1及び2に示す趣旨及びねらいを踏まえ、総合的な学習の時間の目標及び内容を定め、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を行うものとする。 4 各学校においては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示す総合的な学習の時間の全体計画を作成するものとする。 5 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めるものとする。 6 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。 (2) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れること。 (3) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫すること。 (4) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。
第2章 各教科	<p>第2節 社会</p>	<p>第1 目標</p> <p>広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。</p> <p>第2 各分野の目標及び内容 〔公民的分野〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目標 <ol style="list-style-type: none"> (2) 民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動とのかかわり及び現代の社会生活などについて、個人と社会とのかかわりを中心に理解を深めるとともに、社会の諸問題に着目させ、自ら考えようとする態度を育てる。 2 内容 <ol style="list-style-type: none"> (2) 国民生活と経済 <ol style="list-style-type: none"> ア 私たちの生活と経済 <p>身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに、価格の働きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる。また、現代の生産の仕組みのあらましや金融の働きについて理解させるとともに、社会における企業の役割と社会的責任について考えさせる。その際、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の本質と関連付けて考えさせる。</p> イ 国民生活と福祉 <p>国民生活と福祉の向上を図るために、国や地方公共団体が果たしている経済的な役割に</p>

	第2節 社会	<p>ついて考えさせる。その際、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護、租税の意義と役割及び国民の納税の義務について理解させるとともに、限られた財源の配分という観点から財政について考えさせる。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(3) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>イ イについては、全体として、細かな事柄、制度や仕組みの学習に深入りすることを避け、あらましについて理解させること。また、「消費者の保護」については、消費者保護行政を中心に取り扱うこと。「財政」については、少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて考えさせること。</p>
第2章 各教科	第7節 保健体育	<p>第1 目標</p> <p>心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、積極的に運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。</p> <p>第2 各分野の目標及び内容</p> <p>[保健分野]</p> <p>1 目標</p> <p>個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。</p> <p>2 内容</p> <p>(3) 傷害の防止について理解を深めることができるようにする。</p> <p>(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。</p>
	第8節 技術・家庭	<p>第1 目標</p> <p>生活に必要な基礎的な知識と技術の習得を通して、生活と技術とのかかわりについて理解を深め、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる。</p> <p>第2 各分野の目標及び内容</p> <p>[技術分野]</p> <p>1 目標</p> <p>実践的・体験的な学習活動を通して、ものづくりやエネルギー利用及びコンピュータ活用等に関する基礎的な知識と技術を習得するとともに、技術が果たす役割について理解を深め、それらを適切に活用する能力と態度を育てる。</p> <p>2 内容</p> <p>B 情報とコンピュータ</p> <p>(1) 生活や産業の中で情報手段の果たしている役割について、次の事項を指導する。</p> <p>ア 情報手段の特徴や生活とコンピュータとのかかわりについて知ること。</p> <p>イ 情報化が社会や生活に及ぼす影響を知り、情報モラルの必要性について考えること。</p> <p>(4) 情報通信ネットワークについて、次の事項を指導する。</p> <p>ア 情報の伝達方法の特徴と利用方法を知ること。</p> <p>イ 情報を収集、判断、処理し、発信ができること。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(2) 内容の「B情報とコンピュータ」については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア (1)のアについては、身近な事例を通して情報手段の発展についても簡単に扱うこと。</p> <p>(1)のイについては、インターネット等の例を通して、個人情報や著作権の保護及び発信した情報に対する責任について扱うこと。</p> <p>ウ (4)については、コンピュータを利用したネットワークについて扱うこと。</p> <p>[家庭分野]</p> <p>1 目標</p> <p>実践的・体験的な学習活動を通して、生活の自立に必要な衣食住に関する基礎的な知識と技術を習得するとともに、家庭の機能について理解を深め、課題をもって生活をよりよくしようとする能力と態度を育てる。</p>

	第8節 技術・家庭	<p>2 内容</p> <p>B 家族と家庭生活</p> <p>(4) 家庭生活と消費について、次の事項を指導する。</p> <p>ア 販売方法の特徴や消費者保護について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。</p> <p>イ 自分の生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活を工夫すること。</p>
第4章 特別活動		<p>第1 目標</p> <p>望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。</p> <p>第2 内容</p> <p>A 学級活動</p> <p>学級活動においては、学級を単位として、学級や学校の生活への適応を図るとともに、その充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応及び健全な生活態度の育成に資する活動を行うこと。</p> <p>(2) 個人及び社会の一員としての在り方、健康や安全に関すること。</p> <p>イ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成、性的な発達への適応、学校給食と望ましい食習慣の形成など。</p>

学習指導要領（平成10年・11年告示）における消費者教育関連項目

高等学校

第1章 総則	総合的な学習の時間	<p>第4款 総合的な学習の時間</p> <p>1 総合的な学習の時間においては、各学校は、地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする。</p> <p>2 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。</p> <p>(1) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。</p> <p>(2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにすること。</p> <p>(3) 各教科・科目及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。</p> <p>3 各学校においては、上記1及び2に示す趣旨及びねらいを踏まえ、総合的な学習の時間の目標及び内容を定め、地域や学校の特色、生徒の特性等に応じ、例えば、次のような学習活動などを行うものとする。</p> <p>ア 国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動</p> <p>イ 生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動</p> <p>ウ 自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動</p> <p>4 各学校においては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示す総合的な学習の時間の全体計画を作成するものとする。</p> <p>5 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めるものとする。</p> <p>6 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。</p> <p>(2) 自然体験やボランティア活動、就業体験などの社会体験、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れること。</p> <p>(3) グループ学習や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫すること。</p> <p>(4) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。</p> <p>(5) 総合学科においては、総合的な学習の時間における学習活動として、原則として上記3のイに示す活動を含むこと。</p> <p>7 職業教育を主とする学科においては、総合的な学習の時間における学習活動により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨床実習」又は「社会福祉演習」（以下この項において「課題研究等」という。）の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な学習の時間における学習活動と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間における学習活動の一部又は全部に替えることができる。</p>
	第3節 公民	<p>第1款 目標</p> <p>広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。</p> <p>第2款 各科目</p> <p>第1 現代社会</p>

	<p>第3節 公民</p>	<p>1 目標 人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考え公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考える力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。</p> <p>2 内容 (2) 現代の社会と人間としての在り方生き方 現代社会について多様な角度から理解させるとともに、青年期の意義、経済活動の在り方、政治参加、民主社会の倫理、国際社会における日本の果たすべき役割などについて自己とのかかわりに着目して考えさせる。</p> <p>イ 現代の経済社会と経済活動の在り方 現代の経済社会における技術革新と産業構造の変化、企業の働き、公的部門の役割と租税、金融機関の働き、雇用と労働問題、公害の防止と環境保全について理解させるとともに、個人と企業の経済活動における社会的責任について考えさせる。</p> <p>ウ 現代の民主政治と民主社会の倫理 基本的人権の保障と法の支配、国民主権と議会制民主主義、平和主義と我が国の安全について理解を深めさせ、日本国憲法の基本的原則について国民生活とのかかわりから認識を深めさせるとともに、世論形成と政治参加の意義について理解させ、民主政治における個人と国家について考えさせる。また、生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等、法と規範などについて考えさせ、民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる。</p>
<p>第2章 普通教育に関する各教科</p>		<p>第3 政治・経済</p> <p>1 目標 広い視野に立って、民主主義の本質に関する理解を深めさせ、現代における政治、経済、国際関係などについて客観的に理解させるとともに、それらに関する諸課題について主体的に考察させ、公正な判断力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。</p> <p>2 内容 (1) 現代の政治 現代の日本の政治及び国際政治の動向について関心を高め、基本的人権と議会制民主主義を尊重し擁護することの意義を理解させるとともに、民主政治の本質について探究させ、政治についての基本的な見方や考え方を身に付けさせる。</p> <p>ア 民主政治の基本原則と日本国憲法 日本国憲法の基本的性格と国会、内閣、裁判所などの政治機構を概観し、政治と法の機能、人権保障と法の支配、権利と義務の関係、議会制民主主義について理解させ、民主政治の本質や現代政治の特質について探究させるとともに、政党政治や選挙などに着目して、望ましい政治の在り方及び主権者としての参政の在り方について考察させる。</p> <p>(2) 現代の経済 現代の日本経済及び世界経済の動向について関心を高め、日本経済の国際化をはじめとする経済生活の変化、現代経済の機能について理解させるとともに、その特質を探究させ、経済についての基本的な見方や考え方を身に付けさせる。</p> <p>ア 経済社会の変容と現代経済の仕組み 資本主義経済及び社会主義経済の変容、国民経済における家計、企業、政府の役割、市場経済の機能と限界、物価の動き、経済成長と景気変動、財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割、資金の循環と金融機関の働きについて理解させ、現代経済の特質について探究させるとともに、経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。</p> <p>(3) 現代社会の諸課題 政治や経済に関する基本的な理解を踏まえ、現代の政治や経済の諸課題を追究する学習を行い、望ましい解決の在り方について考察させる。</p> <p>ア 現代日本の政治や経済の諸課題 大きな政府と小さな政府、少子高齢社会と社会保障、住民生活と地方自治、情報化の進展と市民生活、労使関係と労働市場、産業構造の変化と中小企業、消費者問題と消費者保護、公害防止と環境保全、農業と食料問題などについて、政治と経済とを関連させて考察させる。</p>

	第3節 公民	<p>3 内容の取扱い</p> <p>(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮すること。</p> <p>イ 内容の(2)のアについては、マクロ経済の観点を中心に扱うこと。</p> <p>ウ 内容の(3)については、この科目のまとめとしての性格をもつものであることに留意し、内容の(1)及び(2)で学習した成果を生かし、地域や学校、生徒の実態等に応じて、ア及びイのそれぞれにおいて課題を選択して追究させること。その際、政治や経済の基本的な概念や理論の理解の上に立って、事実に基づいて多様な角度から考察し、理論と現実との相互関連を理解させること。</p>
第2章 普通教育に関する各教科	第6節 保健体育	<p>第1款 目標</p> <p>心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって計画的に運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。</p> <p>第2款 各科目</p> <p>第2 保健</p> <p>1 目標</p> <p>個人及び社会生活における健康・安全について理解を深めるようにし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 現代社会と健康</p> <p>我が国の疾病構造や社会の変化に対応して、健康を保持増進するためには、ヘルスプロモーションの考え方を生かし、人々が適切な生活行動を選択し実践すること及び環境を改善していく努力が重要であることを理解できるようにする。</p> <p>イ 健康の保持増進と疾病の予防</p> <p>健康を保持増進するとともに、生活習慣病を予防するためには、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活の実践及び喫煙、飲酒に関する適切な意志決定や行動選択が必要であること。薬物乱用は心身の健康などに深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。また、医薬品は正しく使用する必要があること。</p> <p>感染症の予防には、適切な対策が必要であること。</p>
	第9節 家庭	<p>第1款 目標</p> <p>人間の健全な発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。</p> <p>第2款 各科目</p> <p>第1 家庭基礎</p> <p>1 目標</p> <p>人の一生と家族・福祉、衣食住、消費生活などに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、家庭生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる。</p> <p>2 内容</p> <p>(2) 家族の生活と健康</p> <p>家族の食生活、衣生活及び住生活に必要な基礎的な知識と技術を習得させ、家族の生活を健康で安全かつ快適に営むことができるようにする。</p> <p>ア 食生活の管理と健康</p> <p>栄養、食品、調理、食品衛生などに関する基礎的な知識と技術を習得させ、家族の食生活を健康で安全に営むことができるようにする。</p> <p>イ 衣生活の管理と健康</p> <p>被服の機能と着装、被服材料、被服管理などに関する基礎的な知識と技術を習得させ、家族の衣生活を健康で快適に営むことができるようにする。</p> <p>ウ 住生活の管理と健康</p> <p>住居の機能、住生活と健康・安全などに関する基礎的な知識と技術を習得させ、家族の住生活を健康で快適に営むことができるようにする。</p>

<p>第9節 家庭</p>	<p>(3) 消費生活と環境 家庭経済や消費生活に関する基礎的な知識を習得させるとともに、現代の消費生活の課題について認識させ、消費者として責任をもって行動できるようにする。</p> <p>ア 家庭の経済と消費 家庭の経済生活、社会の変化と消費生活及び消費者の権利と責任について理解させ、消費者として主体的に判断できるようにする。</p> <p>イ 消費行動と環境 現代の消費生活と環境とのかかわりについて理解させ、環境負荷の少ない生活を目指して生活意識や生活様式を見直すことができるようにする。</p> <p>(4) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>イ 内容の(2)については、実験・実習を中心とした指導を行うよう留意すること。アについては、栄養、食品、調理の関連を図って扱うようにすること。</p> <p>ウ 内容の(4)については、ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動の意義と実施方法について理解させること。また、指導に当たっては、内容の(1)から(3)までの学習の発展として、生徒が生活の中から課題を見だし、解決方法を考え、計画を立てて実践できるようにすること。</p> <p>(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>イ 内容の(2)のイについては、衣服を中心として扱い、被服材料については布を扱うこと。</p> <p>ウ 内容の(3)のアの消費者の権利と責任については、契約、消費者信用、問題の発生しやすい販売方法などを取り上げて具体的に扱うこと。イについては、環境負荷の少ない生活の工夫に重点を置くこととし、地球環境問題に深入りしないこと。</p> <p>第2 家庭総合</p> <p>1 目標 人の一生と家族、子どもの発達と保育、高齢者の生活と福祉、衣食住、消費生活などに関する知識と技術を総合的に習得させ、生活課題を主体的に解決するとともに、家庭生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる。</p> <p>2 内容</p> <p>(4) 生活の科学と文化 衣食住の生活を科学的に理解させるとともに、衣食住に関する先人の知恵や文化を考えさせ、充実した衣食住の生活を営むことができるようにする。</p> <p>ア 食生活の科学と文化 栄養、食品、調理などについて科学的に理解させるとともに、食生活の文化に関心をもたせ、必要な技術を習得して充実した食生活を営むことができるようにする。</p> <p>イ 衣生活の科学と文化 被服材料、被服の構成、被服製作、被服整理などについて科学的に理解させるとともに、衣生活の文化に関心をもたせ、必要な技術を習得して充実した衣生活を営むことができるようにする。</p> <p>ウ 住生活の科学と文化 住居の機能、住空間の計画、住環境の整備などについて科学的に理解させるとともに、住生活の文化に関心をもたせ、必要な技術を習得して充実した住生活を営むことができるようにする。</p> <p>エ 生活文化の伝承と創造 衣食住にかかわる生活文化の背景について理解させるとともに、生活文化に関心をもたせ、それを伝承し創造しようとする意欲をもたせる。</p> <p>(5) 消費生活と資源・環境 家庭の経済生活、消費者の権利と責任などについて理解させるとともに、現代の消費生活の課題について認識させ、資源や環境に配慮し、消費者としての適切な意思決定に基づいて、責任をもって行動できるようにする。</p>
---------------	---

<p>第9節 家庭</p>	<p>ア 消費行動と意思決定 消費行動における意思決定の過程とその重要性について理解させる。</p> <p>イ 家庭の経済生活 家庭経済と国民経済とのかかわりについて理解させ、主体的な家計管理と家庭の経済計画の重要性について認識させる。</p> <p>ウ 消費者の権利と責任 消費生活の現状と課題、消費者問題と消費者の保護、消費者の責任及び生活情報の収集・選択と活用について理解させ、消費者として主体的に判断し責任をもって行動できるようにする。</p> <p>エ 消費行動と資源・環境 現代の消費生活と資源や環境とのかかわりについて理解させ、環境負荷の少ない生活を目指して生活意識や生活様式を見直し、環境に調和した生活を工夫できるようにする。</p> <p>(6) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>エ 内容の(4)については、実験・実習を中心とした指導を行うよう留意すること</p> <p>オ 内容の(6)については、ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動の意義と実施方法について理解させること。また、指導に当たっては、内容の(1)から(5)までの学習の発展として、生徒が生活の中から課題を見だし、解決方法を考え、計画を立てて実践できるようにすること。</p> <p>(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>エ 内容の(4)のイについては、衣服を中心として扱い、被服材料については布を扱うこと。エについては、アからウまでのいずれかにかかわる課題を取り上げて実験・実習等をさせること。</p> <p>オ 内容の(5)のウについては、契約、消費者信用、問題の発生しやすい販売方法などを取り上げて、消費者の権利と責任について具体的に理解させることに重点を置くこと。エについては、生活と資源や環境とのかかわりについて具体的に理解させることに重点を置くこととし、地球環境問題に深入りしないこと。</p>
	<p>第3 生活技術</p> <p>1 目標 人の一生と家族・福祉、消費生活、衣食住、家庭生活と技術革新などに関する知識と技術を体験的に習得させ、生活課題を主体的に解決するとともに、家庭生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる。</p> <p>2 内容</p> <p>(2) 消費生活と環境 家庭経済や消費生活に関する基礎的な知識を習得させるとともに、現代の消費生活の課題について認識させ、消費者として責任をもって行動できるようにする。</p> <p>ア 家庭の経済と消費 家庭の経済生活、社会の変化と消費生活及び消費者の権利と責任について理解させ、消費者として主体的に判断できるようにする。</p> <p>イ 消費行動と環境 現代の消費生活と環境とのかかわりについて理解させ、環境負荷の少ない生活を目指して生活意識や生活様式を見直すことができるようにする。</p> <p>(3) 家庭生活と技術革新 科学技術の進展が家庭生活に及ぼす影響について理解させ、家庭生活の充実を図るためのコンピュータの活用や家庭用機器の適切な管理と活用ができるようにする。</p> <p>ア 科学技術の進展と家庭生活 家庭生活の変化は科学技術の進展と大きくかかわっていることを理解させ、科学技術の家庭生活への適切な活用について考えさせる。</p> <p>イ 家庭生活と情報 高度情報通信社会と家庭生活とのかかわりについて理解させ、コンピュータや情報通信ネットワークを家庭生活に活用できるようにする。</p>

第2章 普通教育に関する各教科	第9節 家庭	<p>ウ 家庭生活と電気・機械 家庭用機器の機能と活用及び安全と管理について理解させ、家庭用機器を適切に扱うことができるようにする。</p> <p>(4) 食生活の設計と調理</p>
		<p>栄養、食品、調理などに関する知識と技術を習得させ、充実した食生活を営むことができるようにする。</p> <p>ア 家族の食生活と栄養 家族の食生活の現状と課題について考えさせ、健康と栄養とのかかわりについて理解させるとともに、健康の保持増進に配慮した食生活の工夫ができるようにする。</p> <p>イ 食品と調理 食品の栄養的特質と調理上の性質について理解させ、献立作成ができるようにするとともに、調理技術の習得を図り、家族の食事を整えることができるようにする。</p> <p>ウ 食生活の管理 食生活環境の変化及び食生活の安全と衛生について理解させ、健康や安全に配慮した食生活の管理ができるようにする。</p> <p>(5) 衣生活の設計と製作 被服の着装、製作、管理などに関する知識と技術を習得させ、充実した衣生活を営むことができるようにする。</p> <p>ア 被服の機能と着装 被服の機能と着装について理解させ、被服計画を考えて被服を適切に選択し、着装できるようにする。</p> <p>イ 被服の構成と製作 体型や動作と被服とのかかわり及び立体構成と平面構成の特徴について理解させ、デザインに応じた適切な被服材料の選択ができるようにするとともに、製作技術の習得を図り、被服の製作ができるようにする。</p> <p>ウ 衣生活の管理 被服材料の性能と加工、被服の管理などについて理解させ、健康や安全に配慮した衣生活の管理ができるようにする。</p> <p>(6) 住生活の設計とインテリアデザイン 住居の機能、設計、管理などに関する知識と技術を習得させ、充実した住生活を営むことができるようにする。</p> <p>ア 家族の生活と住居 住居の機能、家族の生活と住空間及び住環境と地域社会について理解させ、快適な住生活と周囲の環境や地域社会とのかかわりについて考えさせる。</p> <p>イ 住居の設計とインテリア計画 快適で機能的な住生活を営むために必要な条件について理解させ、家族の形態や暮らし方を想定した住居の平面計画やインテリア計画ができるようにする。</p> <p>ウ 住生活の管理 住居の選択と維持管理及び住居の安全と衛生について理解させ、健康や安全に配慮した住生活の管理ができるようにする。</p> <p>エ 生活と園芸 草花や野菜の栽培と利用に関する基礎的な知識と技術を習得させ、園芸を用いて生活環境を豊かにする工夫ができるようにする。</p> <p>(7) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア 各学校においては、内容の(3)から(6)までの中から、生徒の興味・関心等に応じて、二つ又は三つの項目を選択して履修させること。</p> <p>ウ 内容の(7)については、ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動の意義と実施方法について理解させること。また、指導に当たっては、内容の(1)から(6)までの学習の発展として、生徒が生活の中から課題を見だし、解決方法を考え、計画を立てて実践できるようにすること。</p> <p>(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>イ 内容の(2)のアの消費者の権利と責任については、契約、消費者信用、問題の発生し</p>

	第9節 家庭	<p>やすい販売方法などを取り上げて具体的に扱うこと。イについては、環境負荷の少ない生活の工夫に重点を置くこととし、地球環境問題に深入りしないこと。</p> <p>ウ 内容の(3)のイについては、生徒の実態等に応じて適切なソフトウェアを選択して、その基本操作ができるようにすること。また、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、発信を扱い、コンピュータを家庭生活に活用できるようにすること。その際、情報モラルについて理解させること。ウについては、身近な家庭用機器を取り上げて、具体的に扱うこと。</p> <p>エ 内容の(4)のイについては、調理用機器の特徴を生かした調理や食品の加工に着目した調理についても扱うこと。</p>
第2章 普通教育に関する各教科	第10節 情報	<p>第1款 目標 情報及び情報技術を活用するための知識と技能の習得を通して、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる。</p> <p>第2款 各科目 第1 情報A 1 目標 コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を通して、情報を適切に収集・処理・発信するための基礎的な知識と技能を習得させるとともに、情報を主体的に活用しようとする態度を育てる。</p> <p>2 内容 (1) 情報を活用するための工夫と情報機器 ア 問題解決の工夫 問題解決を効果的に行うためには、目的に応じた解決手順の工夫とコンピュータや情報通信ネットワークなどの適切な活用が必要であることを理解させる。 イ 情報伝達の工夫 情報を的確に伝達するためには、伝達内容に適した提示方法の工夫とコンピュータや情報通信ネットワークなどの適切な活用が必要であることを理解させる。</p> <p>(2) 情報の収集・発信と情報機器の活用 ア 情報の検索と収集 情報通信ネットワークやデータベースなどの活用を通して、必要とする情報を効率的に検索・収集する方法を習得させる。 イ 情報の発信と共有に適した情報の表し方 情報を効果的に発信したり、情報を共有したりするためには、情報の表し方に工夫や取決めが必要であることを理解させる。 ウ 情報の収集・発信における問題点 情報通信ネットワークやデータベースなどを利用した情報の収集・発信の際に起こり得る具体的な問題及びそれを解決したり回避したりする方法の理解を通して、情報社会で必要とされる心構えについて考えさせる。</p> <p>(4) 情報機器の発達と生活の変化 イ 情報化の進展が生活に及ぼす影響 情報化の進展が生活に及ぼす影響を身のまわりの事例などを通して認識させ、情報を生活に役立て主体的に活用しようとする心構えについて考えさせる。 ウ 情報社会への参加と情報技術の活用 個人が情報社会に参加する上でコンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に使いこなす能力が重要であること及び将来にわたって情報技術の活用能力を高めていくことが必要であることを理解させる。</p> <p>3 内容の取扱い (1) 内容の(1)の実習については、内容の(2)及び(3)とのつながりを考慮したものを扱うようにする。アについては、一つの問題に対し、複数の解決方法を試み、それらの結果を比較する実習を、イについては、プレゼンテーション用ソフトウェアなどを活用した実習を扱うようにする。</p> <p>(2) 内容の(2)については、情報通信ネットワークなどを活用した実習を中心に扱うようにする。アについては、情報の検索・収集の工夫と情報を提供する側の工夫との関連性に触</p>

		<p>れるものとする。イについては、情報の利用の仕方に応じた表し方の選択や、情報の作成、利用にかかわる共通の取決めの必要性を扱うものとする。ウについては、情報の伝達手段の信頼性、情報の信憑性、情報発信に当たっての個人の責任、プライバシーや著作権への配慮などを扱うものとする。</p> <p>(4) イについては、情報化の進展に伴う生活スタイルや仕事の内容・方法などの変化を調べたり、討議したりする学習を取り入れるようにする。ウについては、内容の(1)から(4)のイまでの学習と関連させて扱うようにする。</p>
第4章 特別活動		<p>第1 目標</p> <p>望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。</p> <p>第2 内容</p> <p>A ホームルーム活動</p> <p>ホームルーム活動においては、学校における生徒の基礎的な生活集団として編成したホームルームを単位として、ホームルームや学校の生活への適応を図るとともに、その充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応及び健全な生活態度の育成に資する活動を行うこと。</p> <p>(2) 個人及び社会の一員としての在り方生き方、健康や安全に関すること。</p> <p>イ 心身の健康と健全な生活態度や習慣の確立、生命の尊重と安全な生活態度や習慣の確立など</p>

資料2 全国の相談先一覧

I. 消費者センター

	名称	郵便番号	住所	電話番号
1	北海道立消費生活センター	060-0003	札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟	(011)221-0110
2	青森県消費生活センター	030-0822	青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ5F	(017)722-3338
3	岩手県立県民生活センター	020-0021	盛岡市中央通3-10-2	(019)624-2209
4	宮城県消費生活センター	980-0012	仙台市青葉区錦町1-1-20 宮城県婦人会館内	(022)261-8883
5	秋田県総合生活文化会館生活センター	010-0000	秋田市中通2-3-8 アトリオン7F	(018)836-7806
6	山形県消費生活センター	990-0031	山形市十日町1-6-6	(023)622-2543
7	福島県消費生活センター	960-8043	福島市中町8-2 自治会館1F	(024)521-7736
8	茨城県消費生活センター	310-0802	水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内	(029)224-4722
9	栃木県消費生活センター	320-0071	宇都宮市野沢町4-1 とちぎ女性センター内	(028)665-7733
10	群馬県消費生活センター	371-0843	前橋市新前橋町13-12 社会福祉総合センター7F	(027)254-2255
11	埼玉県消費生活支援センター	333-0844	川口市上青木3-12-18 SKIPシティA1街区 埼玉県生活科学センター内	(048)261-0930
12	千葉県消費者センター	273-0014	船橋市高瀬町66-18	(047)431-3811
13	東京都消費生活総合センター	162-0823	新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16F	(03)3235-1151
14	かながわ中央消費生活センター	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内	(045)312-1121
15	新潟県消費生活センター	950-0994	新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ1F	(025)281-5516
16	富山県消費生活センター	930-0805	富山市湊入船町6-7 富山県民共生センター内	(076)432-2949
17	石川県消費生活支援センター	920-8204	金沢市戸水2-30	(076)267-6110
18	福井県消費生活センター	910-0005	福井市大手3-11-17 県民会館内	(0776)22-1102
19	山梨県消費生活センター	400-0862	甲府市朝気1-2-2 山梨県立総合女性センター内	(055)233-3393
20	長野県長野消費生活センター	380-0936	長野市大字中御所字岡田98-1	(026)223-6777
21	岐阜県消費生活センター	500-8803	岐阜市佐久間町4 オリベ会館内	(058)265-0999
22	静岡県中部県行政センター	420-0851	静岡市黒金町57	(054)273-3877
23	愛知県中央県民生活プラザ	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2 自治センター1・2F	(052)962-5100
24	三重県生活部消費生活チーム	514-0004	津市栄町1-954 三重県民サービスセンター3F	(059)224-2400
25	滋賀県立消費生活センター	522-0071	彦根市元町4-1	(0749)27-2233
26	京都府消費生活科学センター	604-8482	京都市中京区西ノ京笠殿町162	(075)802-3261
27	大阪府消費生活センター	540-6591	大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャングाइズ・マートビル	(06)6945-0711
28	兵庫県立神戸生活創造センター	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー7F	(078)360-8530

	名称	郵便番号	住 所	電話番号
29	奈良県食品・生活相談センター	630-8213	奈良市登大路町10-1	(0742)27-0621
30	和歌山県消費生活センター	640-8227	和歌山市西汀丁26 県経済センタービル2F	(073)433-1551
31	鳥取県立消費生活センター	683-0043	米子市末広町74 米子コンベンションセンター4F	(0859)34-2765
32	島根県消費者センター	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2F	(0852)32-5915
33	岡山県消費生活センター	700-0813	岡山市石関町2-1	(086)224-2111
34	広島県環境生活部管理総室消費生活室	730-8511	広島市中区基町10-52 広島県庁構内 農林庁舎1階	(082)223-6120
35	山口県消費生活センター	753-0821	山口市葵2-6-2	(083)924-2421
36	徳島県立消費生活センター	770-0902	徳島市西新町2-5 徳島経済センタービル内	(088)623-0612
37	香川県消費生活センター	760-0068	高松市松島町1-17-28 高松合同庁舎内	(087)831-3151
38	愛媛県生活センター	791-8014	松山市山越町450 愛媛県女性総合センター内	(089)926-2603
39	高知県立消費生活センター	780-0935	高知市旭町3-115 こうち女性総合センター2F	(088)824-0999
40	福岡県消費生活センター	812-0046	福岡市博多区吉塚本町13-50 吉塚合同庁舎内	(092)632-1600
41	佐賀県消費生活センター	849-0815	佐賀市天神3-2-11 アバンセ内	(0952)24-0999
42	長崎県消費生活センター	850-0057	長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4F	(095)824-0999
43	熊本県消費生活センター	860-0844	熊本市水道町14-15	(096)359-0178
44	大分県消費生活・男女共同参画プラザ	870-0037	大分市東春日町1-1 NS大分ビル	(097)534-0999
45	宮崎県消費生活センター	880-0051	宮崎市江平西2-1-20 生活情報センター3F	(0985)32-7171
46	鹿児島県消費生活センター	892-0821	鹿児島市名山町4-3	(099)224-0999
47	沖縄県県民生活センター	900-0036	那覇市西3-11-1 三重城合同庁舎4F	(098)863-9212

Ⅱ. 弁護士会

地域	名称	郵便番号	住所	電話番号
	日本弁護士連合会	100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館	03-3580-9841
北海道	札幌弁護士会	060-0001	札幌市中央区北一条西10-1-7 カーニープレイス北一条7階	011-281-2008
	函館弁護士会	040-0031	北海道函館市上新川町1-3	0138-41-0232
	旭川弁護士会	070-0901	北海道旭川市花咲町4	0166-51-9527
	釧路弁護士会	085-0824	北海道釧路市柏木町4-3	0154-41-0214
東北	仙台弁護士会	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町2-9-18	022-223-1001
	福島県弁護士会	960-8115	福島県福島市山下町4-24	024-534-2334
	山形県弁護士会	990-0042	山形県山形市七日町1-4-47 CoCo21ビル5F	023-622-2234
	岩手県弁護士会	020-0023	岩手県盛岡市内丸9-1	019-651-5095
	秋田県弁護士会	010-0951	秋田県秋田市山王6-2-7	018-862-3770
	青森県弁護士会	030-0861	青森県青森市長島1-3-17 阿保歯科ビル3F	017-777-7285
関東	東京弁護士会	100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館	03-3581-2201
	第一東京弁護士会	100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館	03-3595-8585
	第二東京弁護士会	100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館	03-3581-2255
	横浜弁護士会	231-0021	神奈川県横浜市中区日本大通9番地	045-201-1881
	埼玉弁護士会	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂4-7-20	048-863-5255
	千葉県弁護士会	260-0013	千葉県千葉市中央区中央4-13-12	043-227-8431
	茨城県弁護士会	310-0062	茨城県水戸市大町2-2-75	029-221-3501
	栃木県弁護士会	320-0036	栃木県宇都宮市小幡2-7-13	028-622-2008
	群馬県弁護士会	371-0026	群馬県前橋市大手町3-6-6	027-233-4804
	静岡県弁護士会	420-0853	静岡県静岡市追手町10-80	054-252-0008
	山梨県弁護士会	400-0032	山梨県甲府市中央1-8-7	055-235-7202
	長野県弁護士会	380-0872	長野県長野市妻科432	026-232-2104
新潟県弁護士会	951-8126	新潟県新潟市学校町通一番町1 新潟地方裁判所構内	025-222-3765	
中部	名古屋弁護士会	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸1-4-2	052-203-1651
	三重県弁護士会	514-0032	三重県津市中央3-23	059-228-2232
	岐阜県弁護士会	500-8811	岐阜県岐阜市端詰町22	058-265-0020
	福井県弁護士会	910-0023	福井県福井市順化1-24-43 ストークビル3F	0776-23-5255
	金沢県弁護士会	920-0937	石川県金沢市丸の内7-2 金沢地方裁判所構内	076-221-0242
	富山県弁護士会	939-8202	富山県富山市西田地方町2-7-5	076-421-4811
近畿	大阪弁護士会	530-0047	大阪府大阪市北区西天満2-1-2	06-6364-0251
	京都弁護士会	604-0971	京都府京都市中京区富小路通丸太町下ル	075-231-2335
	兵庫県弁護士会	650-0016	兵庫県神戸市中央区橋通1-4-3	078-341-7061
	奈良県弁護士会	630-8213	奈良県奈良市登大路町5 修徳ビル1F	0742-22-2035
	滋賀県弁護士会	520-0051	滋賀県大津市梅林1-3-3	077-522-2013
	和歌山県弁護士会	640-8144	和歌山県和歌山市四番丁5	073-422-4580
中国	広島県弁護士会	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-66	082-228-0230・2982
	山口県弁護士会	753-0045	山口県山口市黄金町2-15	083-922-0087
	岡山県弁護士会	700-0807	岡山県岡山市南方1-8-29	086-223-4401
	鳥取県弁護士会	680-0011	鳥取県鳥取市東町2-221	0857-22-3912
	島根県弁護士会	690-0886	島根県松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル7F	0852-21-3225
四国	香川県弁護士会	760-0033	香川県高松市丸の内2-22	087-822-3693
	徳島県弁護士会	770-0854	徳島県徳島市徳島本町2-32	088-652-5768
	高知県弁護士会	780-0928	高知県高知市越前町1-5-7	088-872-0324
	愛媛県弁護士会	790-0003	愛媛県松山市三番町4-8-8	089-941-6279

地域	名称	郵便番号	住 所	電話番号
九州	福岡県弁護士会	810-0043	福岡県福岡市中央区城内1-1 裁判所合同庁舎構内	092-741-6416
	佐賀県弁護士会	840-0833	佐賀県佐賀市中の小路4-16	0952-24-3411
	長崎県弁護士会	850-0875	長崎県長崎市栄町1-25 長崎MSビル4F	095-824-3903
	大分県弁護士会	870-0047	大分県大分市中島西1-3-14	097-536-1458・ 1467
	熊本県弁護士会	860-0078	熊本県熊本市京町1-13-11	096-325-0913
	鹿児島県弁護士会	892-0815	鹿児島県鹿児島市易居町2-3	099-226-3765
	宮崎県弁護士会	880-0803	宮崎県宮崎市旭1-8-28	0985-22-2466
	沖縄県弁護士会	900-0023	沖縄県那覇市楚辺1-5-15	098-833-5545

Ⅲ. 法律扶助協会

地域	名称	郵便番号	住 所	電話番号
本部	本部	100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階	03-3581-6941
北海道	札幌支部	060-0001	札幌市中央区北一条西10-1-7 カーニブレイス北一条7階	011-281-2008
	函館支部	040-0031	函館市上新川町1-3	0138-44-0753
	旭川支部	070-0901	旭川市花咲町4丁目	0166-51-9527
	釧路支部	085-0824	釧路市柏木町4-3	0154-41-0214
東北	仙台支部	980-0811	仙台市青葉区一番町2-9-18 仙台弁護士会館内	022-223-1061
	福島県支部	960-8115	福島市山下町4-24 福島県弁護士会館内	024-515-0722
	山形県支部	990-0042	山形市七日町1-1-47 CoCo21ビル5階	023-635-3648
	岩手支部	020-0022	盛岡市大通1-2-1 産業会館本館2階	019-623-5172
	秋田県支部	010-0951	秋田市山王6-2-7 秋田弁護士会館内	018-862-3770
	青森県支部（青森地区）	030-0861	青森県青森市長島1-3-17	017-777-7285
	青森県支部（八戸地区）	039-1166	青森県八戸市根城9-13-6 青森地方裁判所八戸支部内	0178-22-8823
	青森県支部（弘前地区）	030-0861	青森県弘前市下白銀町7	0172-33-7834
関東	東京都支部	100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3階	03-3580-2851
	新宿法律援助センター	160-0023	東京都新宿区西新宿1-18-8 新宿スカイビル2階	03-5381-2851
	池袋法律援助センター	170-0013	東京都豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル2階東京パブリック事務所内	03-5979-2851
	上野法律援助センター	110-0005	東京都台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン上野共同ビル6階	03-5807-2851
	多摩法律援助センター	190-0023	立川市柴崎町2-1-4 トミオー第2ビル7階	042-526-2851
	八王子法律援助センター	192-0046	八王子市明神町4-1-11（多摩弁護士会館内）	0426-56-2851
	神奈川県支部	231-0021	横浜市中区日本大通り9	045-211-7702
	埼玉県支部	330-0063	さいたま市浦和高砂4-2-1 浦和高砂パークハウス1階	048-710-5667
	千葉県支部	260-0013	千葉市中央区中央4-13-12	043-227-8964
	茨城県支部	310-0062	水戸市大町2-2-75	029-221-3501
	栃木県支部	320-0036	宇都宮市小幡2-7-13	028-600-3080
	群馬県支部	371-0026	前橋市大手町3-6-6	027-233-4804
	静岡県支部	420-0853	静岡市追手町10-80	054-252-0008
	静岡県浜松支部	432-8023	静岡県浜松市鴨江2-1-3	053-455-3009
	静岡県沼津支部	410-0832	静岡県沼津市御幸町21-1	0559-31-1848
	山梨県支部	400-0032	甲府市中央1-8-7	055-235-7202
	長野県支部	380-0872	長野市妻科432 長野県弁護士会館内	026-232-2104
	新潟県支部	951-8126	新潟市学校町通一番町1	025-224-2082
中部	愛知県支部	460-0001	名古屋市中区三の丸1-4-2	052-221-7096
	三重県支部	514-0032	津市中央3番23号	059-213-8808
	岐阜県支部	500-8811	岐阜市端詰町22	058-265-0020
	福井県支部	910-0023	福井市順化1-24-43 ストークビル福井一番館3階	0776-23-5255
	石川県支部	920-0937	金沢市丸の内7-2	076-263-3943
	富山県支部	939-8202	富山市西田地方町2-7-5	076-421-4811
	近畿	大阪支部	530-0047	大阪市北区西天満4-6-8 大阪弁護士会分館5階
京都支部		604-0971	京都市中京区富小路通丸太町下ル	075-254-0343
兵庫県支部		650-0016	神戸市中央区橘通1-4-3	078-341-9006
奈良県支部		630-8213	奈良市登大路町5 奈良弁護士会館内	0742-23-8318
滋賀県支部		520-0051	大津市梅林1-3-3	077-522-2013
和歌山県支部		640-8144	和歌山市四番丁5番地 和歌山弁護士会館内	073-422-2338

地域	名称	郵便番号	住 所	電話番号
中 国	広島県支部	730-0012	広島市中区上八丁堀8-16 フェニックス八丁堀3階	082-511-3323
	山口県支部	753-0045	山口市黄金町2-15	083-922-0087
	岡山県支部	700-0807	岡山市南方1-8-29	086-223-4401
	鳥取県支部	680-0011	鳥取市東町2-221	0857-39-8771
	鳥取県支部 (米子窓口)	683-0826	鳥取県米子市西町62	0859-23-5710
	島根県支部	690-0886	松江市母衣町55-4	0852-21-3450
四 国	香川県支部	760-0033	高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館4階	087-811-4507
	徳島県支部	770-0854	徳島市徳島本町2-32	088-652-5768
	高知県支部	780-0928	高知市越前町1-5-7	088-822-4867
	愛媛県支部	790-0003	松山市三番町4-8-8	089-941-6279
九 州	福岡県支部	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-23-8 サンライトビル3階	092-741-0994
	佐賀県支部	840-0833	佐賀市中の小路4-16	0952-22-9520
	長崎県支部	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル4階	095-824-3903
	大分県支部	870-0047	大分市中島西1-3-14	097-514-3077
	熊本県支部	860-0078	熊本市京町1-13-11	096-325-0913
	鹿児島県支部	892-0815	鹿児島市易居町2-3	099-226-3765
	宮崎県支部	880-0803	宮崎市旭1-8-28	0985-22-2466
	沖縄県支部	900-0023	那覇市楚辺1-5-15	098-833-5545

Ⅳ. 司法書士会

地域	名称	郵便番号	住 所	電話番号
北海道	札幌司法書士会	060-0042	札幌市中央区大通西 13-4	011-281-3505
	函館司法書士会	040-0033	函館市千歳町21-13桐朋会館内	0138-27-0726
	旭川司法書士会	070-0901	旭川市花咲町 4	0166-51-9058
	釧路司法書士会	085-0833	釧路市宮本 1-2-4	0154-41-8332
東北	宮城県司法書士会	980-0821	仙台市青葉区春日町 8-1	022-263-6755
	福島県司法書士会	960-8022	福島市新浜町 6-28	024-534-7502
	山形県司法書士会	990-0041	山形市緑町 1-4-35	023-623-7054
	岩手県司法書士会	020-0015	盛岡市本町通 2-12-18	019-622-3372
	秋田県司法書士会	010-0951	秋田市山王 6-3-4	018-824-0187
	青森県司法書士会	030-0861	青森市長島 3-5-16	017-776-8398
関東	東京司法書士会	160-0003	新宿区本塩町9-3 司法書士会館2F	03-3353-9191
	神奈川県司法書士会	231-0024	横浜市中区吉浜町 1	045-641-1372
	埼玉司法書士会	336-0063	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-7861
	千葉司法書士会	261-0001	千葉市美浜区幸町2-2-1	043-246-2666
	茨城司法書士会	310-0063	水戸市五軒町 1-3-16	029-225-0111
	栃木県司法書士会	320-0848	宇都宮市幸町1-4	028-614-1122
	群馬司法書士会	371-0023	前橋市本町 1-5-4	027-224-7763
	静岡県司法書士会	422-8062	静岡市稲川 1-1-1	054-289-3700
	山梨県司法書士会	400-0024	甲府市北口 1-6-7	055-253-6900
長野県司法書士会	380-0872	長野市妻科 399	026-232-7492	
中部	新潟県司法書士会	951-8063	新潟市古町通十三番町 5160	025-228-1589
	愛知県司法書士会	456-0018	名古屋市熱田区新尾頭 1-12-3	052-683-6683
	三重県司法書士会	514-0036	津市丸之内養正町 17-17	059-224-5171
	岐阜県司法書士会	500-8114	岐阜市金竜町 5-10-1	058-246-1568
	福井県司法書士会	910-0019	福井市春山1-1-14福井新聞さくら通りビル2F	0776-30-0001
	石川県司法書士会	921-8013	金沢市新神田 4-10-18	076-291-7070
	富山県司法書士会	930-0008	富山市神通本町1-3-16 エスポワール神通3F	076-431-9332
近畿	大阪司法書士会	540-0019	大阪市中央区和泉町 1-1-6	06-6941-5351
	京都司法書士会	604-0973	京都市中京区柳馬場通夷川上ル5-232-1	075-241-2666
	兵庫県司法書士会	650-0017	神戸市中央区楠町 2-2-3	078-341-6554
	奈良県司法書士会	630-8333	奈良市中新屋町 23中江ビル2F	0742-22-6677
	滋賀県司法書士会	520-0056	大津市末広町 7-5滋賀県司調会館2F	077-525-1093
	和歌山県司法書士会	640-8145	和歌山市岡山丁24番地	073-422-0568
中国	広島司法書士会	730-0013	広島市中区八丁堀 3-8	082-221-5345
	山口県司法書士会	753-0048	山口市駅通り 2-9-15	083-924-5220
	岡山県司法書士会	700-0816	岡山市富田町 2-9-8	086-226-0470
	鳥取県司法書士会	680-0022	鳥取市西町1-314-1	0857-24-7013
	島根県司法書士会	690-0884	松江市南田町 26	0852-24-1402
四国	香川県司法書士会	760-0022	高松市西内町 10-17	087-821-5701
	徳島県司法書士会	770-0808	徳島市南前川町 4-41	088-622-1865
	高知県司法書士会	780-0928	高知市越前町2-6-25高知県司法書士会館	088-825-3131
	愛媛県司法書士会	790-0062	松山市南江戸 1-4-14	089-941-8065
九州	福岡県司法書士会	810-0073	福岡市中央区舞鶴 3-2-23	092-714-3721
	佐賀県司法書士会	840-0833	佐賀市中の小路 7-3	0952-29-0626
	長崎県司法書士会	850-0032	長崎市興善町 4-1 興善ビル8F	095-823-4777
	大分県司法書士会	870-0045	大分市城崎町 2-3-10	097-532-7579

地域	名称	郵便番号	住 所	電話番号
九州	熊本県司法書士会	862-0971	熊本市大江 4-4-34	096-364-2889
	鹿児島県司法書士会	890-0064	鹿児島市鴨池新町 1-3 司調センタービル3F	099-256-0335
	宮崎県司法書士会	880-0803	宮崎市旭 1-8-39-1	0985-28-8538
	沖縄県司法書士会	900-0006	那覇市おもろまち4-16-33	098-867-3526

21世紀をたくましく 消費者金融編
教師用指導書
「消費者契約教育に関する調査報告書」

平成 16 年 6 月

平成 15 年度内閣府委託調査

発行 財団法人 消費者教育支援センター

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 5-64-5-101

TEL 03(5454)3091 FAX 03(5790)5340